

環境保全型農業直接支払交付金

もうかるブランド推進課

環境保全型農業直接支払交付金について

もうかるブランド推進課

1 環境保全型農業直接支払交付金とは

農業分野において地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献するため、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、直接的な支援を行うものであり、平成23年度に制度が開始された。

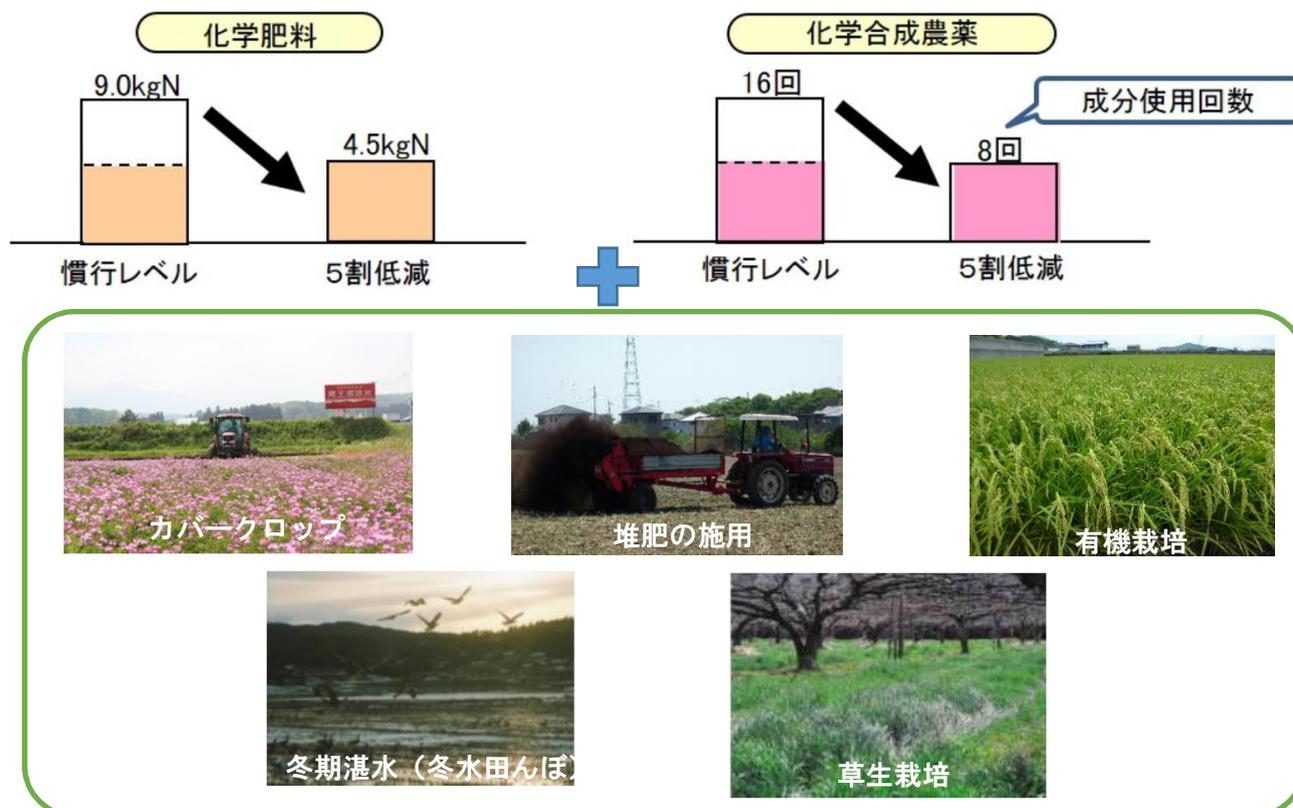
平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として改正され、地域でまとまりをもった面的取り組みに繋がるよう、支援対象が「農業者個人の取組」から「農業者の組織する団体の取組」に見直された。

また、平成30年度からは、取組要件が「エコファーマー等」から「国際水準GAPを実施している」ことに変更された。

以上から現在では、適正な生産工程管理がなされ、さらに環境にやさしい農業が拡大するよう取組推進を行っている。

2 支援概要

国際水準GAPを実施し、化学肥料・化学合成農薬の使用を県慣行レベルから5割以上低減する取組みと合わせて行う、下表の取組が支援対象。



支援対象	交付単価（10aあたり最大/円）
カバークロップの作付け	8,000
うち、ひえを使用する場合	7,000
堆肥の施用	4,400
有機農業	8,000
うち、そば等雑穀・飼料作物	3,000
冬期湛水（地域特認）	8,000
草生栽培（地域特認）	8,000

環境保全型農業直接支払交付金
徳島県 最終評価報告書

第1章 交付状況の点検

項目		27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)	点検
実施市町村数		13	13	14	12	環境保全型農業の取組面積は、平成27年度から29年度までの3年間で1.6倍に拡大した。しかし、平成30年度に交付要件の追加や2取組目への交付廃止、取組面積に対して満額交付金ができない状況等が影響し、前年度比で32ha減少した。 作目別では水稲での取組が大きく、次いでいも・野菜類での取組が大きい。 交付金交付額の伸びは平成27年度から29年度までの3年間で1.22倍であったものの、平成28年度から満額交付できない状況が続いている。
実施件数		43	42	43	37	
交付額計(千円)		9,395	11,075	11,463	10,094	
実施面積計(ha)		119	152	177	145	
カバークロップ	実施件数	6	6	8	7	水稲作におけるカバークロップの取組については、平成27年度から29年度の3年間で1.5倍に拡大したが、平成30年度には微減した。
	実施面積(ha)	8	9	12	11	
	交付額(千円)	606	743	867	834	
堆肥の施用	実施件数	1	1	2	1	堆肥の施用については、平成29年度に水稲作において2件の取組となり飛躍的に拡大したが、平成30年度には1件減となり、取組面積も平成29年度の約半分となった。
	実施面積(ha)	4	8	27	14	
	交付額(千円)	154	345	1,160	537	
有機農業	実施件数	36	32	34	30	有機農業の取組については、水稲のほか、野菜類や果樹で行われており、平成29年度までは順調に拡大していたものの、平成30年度には平成28年度の面積まで減少した。
	実施面積(ha)	88	99	109	99	
	交付額(千円)	7,001	7,608	7,850	7,269	
地域特認取組 (総計)	実施件数	12	11	10	6	地域特認である冬期湛水の取組は、水稲作のほかレンコン作においても行われているが、取組面積は平成28年度をピークに漸減している。 草生栽培は、平成27年度以降、取組実績はない。
	実施面積(ha)	20	36	28	21	
	交付額(千円)	1,634	2,379	1,586	1,453	
特別栽培 農産物認証状況	栽培面積(ha)	-	-	-	-	特別栽培の農家戸数が減少しているのは、有機農業へと移行したものと考えられる。
	農家数(戸)	14	4	2	-	
エコファーマー 認定件数		990	881	797	-	

第2章 環境保全効果等の評価

1 地球温暖化防止効果

項目	実施件数	調査件数	単位あたり 温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年/ha)①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年) ①×②
有機農業	34	1	0.13	109	14.17
カバークロップ	8	5	1.12	12	13.44
堆肥の施用	2	1	1.35	27	36.45
地域特認取組					
草生栽培	0	-	-	-	-

【評価】

haあたりの温室効果ガス削減量は、多い順に、県内では「堆肥の施用」、「有機農業」、「カバークロップ」となった。

具体的には「堆肥の施用」では年間36.45tのCO₂が削減されたと考えられ、これを乗用車が1年間で排出するCO₂に換算すると、15.8台分の削減効果が試算された。

「有機農業」は年間27.17tのCO₂が削減されたと考えられ、これを乗用車が1年間で排出するCO₂に換算すると11.8台分の削減効果が試算された。

「カバークロップ」は年間13.44tのCO₂が削減されたと考えられ、これを乗用車が1年間で排出するCO₂に換算すると5.8台分となった。

「堆肥の施用」は土壌への炭素貯留効果が高いことから、単に件数やが多い「有機農業」よりも効果が高くなった。

なお、草生栽培については取組が行われておらず、調査を実施していない。
(乗用車が1年間で排出するCO₂を2.3tとして計算)

2 生物多様性保全効果

項目	実施件数	調査件数	実施面積 (ha)	調査結果			
				スコア		評価	
				実施区	対照区	実施区	対照区
有機農業	34	1	109	8	2	S	B
地域特認取組							
冬期湛水	10	1	28	5	3	A	B
<p>【評価】 生物多様性保全効果については、「有機農業」と地域特認取組である「冬期湛水」の取組で調査マニュアルによる生き物調査を実施し、評価を行った。 結果、有機農業、冬期湛水とも実施区が対照区（慣行栽培）に比べ非常に高いスコアとなり、効果が高い順にS→A→Bでの評価においても有機農業がS、冬期湛水がAの評価となった。 （総合評価） S：生物多様性が非常に高い。取り組みを継続するのが望ましい。 A：生物多様性が高い。取り組みを継続するのが望ましい。 B：生物多様性がやや低い。取り組みの改善が必要。 C：生物多様性が低い。取り組みの改善が必要。</p>							

第3章 施策の点検及び今後の対応

1 全国共通取組・地域特認取組

(1) 効果を高めるために必要な取組について

国立研究開発法人農研機構や各都道府県の研究機関では、農業に有用な生物多様性を保全する圃場管理技術の開発等がなされているところである。例えば徳島県においては、「ナスやキュウリ栽培における土着天敵「タバコカスミカメ」利用マニュアル」が作成され、技術普及を行っているところ。このような公的研究機関が開発した技術の加速的普及は、環境保全型農業の拡大に有効であると考えられることから、農業者が積極的に取り組める仕組みを制度上においても構築する。

(2) 推進・拡大のために必要な取組について

平成28年度以降、取組面積と確保される予算がアンバランスな状況が続いている。環境保全型農業の取組面積が広がる中で、消費者が環境保全型農業のもと生産された農産物について、その意義や意味を理解し正当な価格で取引ができれば、農業者が本交付金制度を活用せずとも、その掛かり増し経費を補えるものと考えられる。このことから、環境保全型農業のさらなる拡大には、消費者に対しての理解増進に係る取組も重要であり、これら関連事業の創設や連携が重要である。

2 地域特認取組

(1) 実施状況及び効果測定調査結果

取組名	実施面積 (ha)							効果測定調査結果 (生物多様性保全効果評価) (S~C)
	24年度	25	26	27	28	29	30	
冬期湛水	3	3	11	12	11	10	6	A(慣行栽培はB評価)
草生栽培	1	-	-	-	-	-	-	-

(総合評価)

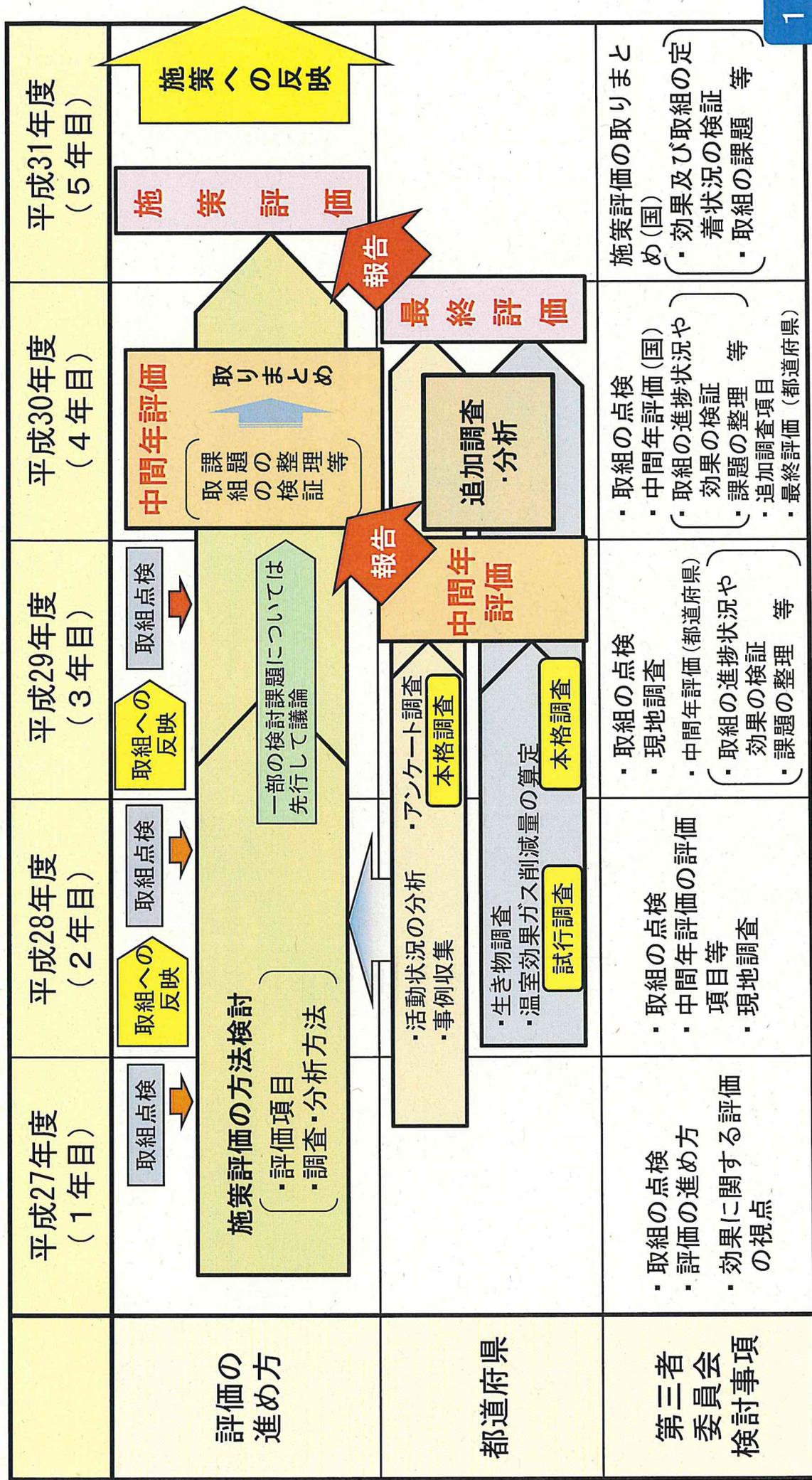
- S: 生物多様性が非常に高い。取り組みを継続するのが望ましい。
- A: 生物多様性が高い。取り組みを継続するのが望ましい。
- B: 生物多様性がやや低い。取り組みの改善が必要。
- C: 生物多様性が低い。取り組みの改善が必要。

(2) 今後の対応方針

取組名	今後の方針
冬期湛水	冬期湛水の取組は生物多様性保全効果を目的に、約35haで実施されている。調査により、高い生物多様性保全効果が確認され、コウノトリの野外繁殖が成功するなどの事例に繋がっていることから、冬期湛水は、今後とも本県の主要な地域特認取組として推進を行う。
草生栽培	地域特認取組のなかで、草生栽培については設定以降の実績がない状況である。今後においても草生栽培の取組は見込まれないことから、地域特認取組から解除する。

1. 施策評価の進め方

- 環境保全型農業直接支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、施策に反映。
- 都道府県の第三者委員会による中間評価は3年目（平成29年度）に実施し、その結果を踏まえて国の第三者委員会で中間評価を実施。



2. 評価の基本的な考え方及び評価の体制

- 国及び都道府県は環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に基づき、(ア)当該交付金の交付状況の点検、(イ)事業効果の評価などを協力して行うことを目的として、有識者による第三者委員会を設置。
- 国の第三者委員会は、都道府県の第三者委員会の評価結果を踏まえて、中間年評価を行い施策に反映。

実施要綱

- 第5 実施体制
- 1 国は(略)交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
 - 2 都道府県は(略)交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

実施要領

第15 環境保全型農業直接支払交付金
第三者機関

要綱第5の1及び2の中立的な第三者機関の構成員は、環境保全型農業について高い学識経験を有する者その他環境の保全に関して知識や経験を有する者、公益を代表する者等から選ぶものとする。ただし、交付金の執行に当たって利害関係を有する者を選ぶことはできないこととする。なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にはあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

実施体制

国(第三者委員会)

全国の交付金の取組状況の点検

- ・ 取組面積、取組件数 等

効果の評価

- ・ 環境保全型農業の普及状況
 - ・ 地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果
 - ・ 農業の持続的な発展の効果
 - ・ 地域への波及・活性化の効果
- ※ 各都道府県の評価や現地調査を踏まえ効果を評価 等

報告

都道府県(第三者委員会)

交付金の取組状況の点検

- ・ 取組面積、取組件数 等

農業者の組織する団体等の取組の評価(実施状況)

- ・ 環境保全型農業の普及状況
 - ・ 地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果
 - ・ 農業の持続的な発展の効果
 - ・ 地域への波及・活性化の効果
- ※ アンケート調査等を実施し把握 等

(任意)各都道府県独自の調査・評価

各都道府県は、上記項目のほか、独自に調査、評価を実施